ロ　割引適用後の料金の額

(イ)　イの表中１及び２の(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、東大阪ジャンクションと門真ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ロ)　イの表中３から６までの(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中３から６までの項毎に、次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし、算出額が負の数又は０となる場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を減じた後の額とする。

Ｘ－Ｙ

(注)　この算式においてＸ及びＹは、ハの(イ)及び(ロ)別に、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：イの表中(D)に掲げるインターチェンジとイに定める自動車が通行するハに定めるインターチェンジ相互間の阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（単位：円）

Ｙ：イに定める自動車の通行のうち、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（単位：円）

(ハ)　イの表中７から10までの(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中７から10までの項毎に、(ロ)に定める算式により算出した額と、松原ジャンクションと美原ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とする。

ハ　対象インターチェンジ

(イ)　入口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線（１号環状線）の堂島インターチェンジ、高麗橋インターチェンジ、長堀インターチェンジ、高津インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、えびす町インターチェンジ、四ツ橋インターチェンジ若しくは信濃橋インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

(ロ)　出口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線（１号環状線）の北浜インターチェンジ、本町インターチェンジ、道頓堀インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、なんばインターチェンジ、信濃橋インターチェンジ若しくは土佐堀インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

ニ　適用する期間

平成29年６月３日から平成44年３月31日まで本割引を適用する。

ただし、イの表中１及び２の(A)に掲げる道路のうち第二京阪道路の起点は平成31年４月１日から平成44年３月31日まで、イの表中７及び８は平成29年６月３日から平成30年３月31日まで並びにイの表中９及び10は平成30年４月１日から平成44年３月31日まで本割引を適用する。

⑧　近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

イ　割引をする自動車

第二京阪道路のＢ区間又はＣ区間と近畿自動車道の門真ジャンクションから東大阪ジャンクション又は守口ジャンクションまでの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線又は大阪府道高速大阪守口線を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率等

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成29年６月２日まで本割引を適用する。

⑨　近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引

イ　割引をする自動車

西名阪自動車道の天理インターチェンジ又は大和まほろばスマートインターチェンジと郡山下ツ道ジャンクション相互間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引適用後の料金の額

次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
天理インターチェンジから郡山下ツ道ジャンクションまで	225.572	244.464	263.357	305.866	409.776
郡山下ツ道ジャンクションから大和まほろばスマートインターチェンジまで	213.764	229.704	245.645	281.512	369.186

ハ　適用する期間

平成27年４月１日から平成29年６月２日まで本割引を適用する。

⑩　近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

イ　割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び阪和自動車道（区間料金制区間）の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率等

割引率は50パーセントとし、阪和自動車道（区間料金制区間）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成29年６月２日まで本割引を適用する。

⑪　第二京阪道路連続利用割引

イ　割引をする自動車

第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、久御山南インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ、久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪道路のＣ区間までの相互間を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

(1)②ロ(イ)の巨椋池インターチェンジとＣ区間の相互間の料金の額から、(1)①により算出された中央自動車道西宮線の京都南インターチェンジと吹田インターチェンジ相互間の料金の額を減じた額とする。

ただし、第二京阪道路の起点とＣ区間の相互間については、その額に、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を加算した額とする。

軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
95.239	95.239	95.239	142.858	285.715

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成29年６月２日まで本割引を適用する。